

リース事業者の皆様へ

攻めの農業実践緊急対策事業のうち、機械のリース導入に対する助成について、リース事業者は次の要件を満たす必要があります。

- ・直近の会計年度において債務超過の状態にないこと。
- ・過去3か年の会計年度のうち少なくとも1か年において、年間5千万円以上の農業機械に係るリース取扱高（当該会計年度における新規契約高をいう。）の実績を有すること。

証明書類は、各申請書に添付することを原則としますが、あらかじめ要件を確認することも可能です。

あらかじめ確認を希望する場合は、次の「確認願」を福島県水田農業産地づくり対策等推進会議（事務局：福島県水田畑作課 福島市杉妻町2-16 電話024-521-7369）まで提出してください。